

■平成 19 年度第 1 回都市計画審議会 2007.7.23

平成 19 年度第 1 回都市計画審議会

日時 平成 19 年 7 月 23 日（月）午前 10 時 20 分～11 時 25 分

会場 庄内町役場西庁舎 2 階休憩室

出席者 中野 静雄 國井 和雄 池田 勝彦 佐藤 彰 志田 重一

代理出席者 庄内総合支庁建設部長代理 今田 守一道路計画課長補佐

庄内警察署地域交通課長代理 中嶋 弘昭交通係長

<会議>

辞令交付

1. 開会

2. 町長挨拶

3. 協議

会長及び会長職務代理者選出

会長互選により池田氏に、代理者会長指名により志田氏に決定

4. 報告

都市計画区域の見直しについて

庄内地域全体での都市計画区域の見直し議論が県を事業主体として昨年行われている。県の見直し案は、庄内地域全体について土地利用の状況、自然的条件、日常生活圏、社会的、経済的な区域の一体性より検討されている。

見直し案では都市計画区域について森林地域を除く可住地全体に設定。案は 3 案あり

(A 案) 庄内全体をひとつの都市計画区域とする案

(B 案) 南北(酒田鶴岡)ふたつの都市計画区域とした案

(C 案) 行政区域ごとの都市計画区域とした案

いずれも、庄内町は旧余目全域プラス狩川、清川までの広大な設定。

町の考え方は、区域界が現況と合わない、あるいは一部酒田市との重複解消、高規格道路等踏まえた限定的な区域の見直しと考えていること、旧余目町全域や狩川、清川まで広げるメリットが見えないこと、等考え方を伝えている。

都市計画区域の見直しは、各市町の個別事情を踏まえての見直し対応となる。

意見要旨・まとめ

特に意見無し、これからの課題としてじっくり取り組む

5. その他

(1) 都市計画法によらない開発行為における規制条件等の変更について

庄内町土地利用に関する要綱における、1,000 平方メートル以上の開発行為について 3%の緑地負担を求め、土地が確保しなければ代価負担でもよいとしている規定。緑地の必要性（宅地開発における一定のスペース空間として災害防止上、環境保全上必要）は変わらない。しかし、これまで 1,000 平方メートル以上の開発行為で緑地提供によった事例がなく代価負担（現金寄附）となり業者負担となっていたこと、一方、区画整理事業については一定基準以上であれば町が組合に助成することとしていること等踏まえ、緑地負担は無くし、民間活力を利用し、有良な宅地開発を推進し、もって定住への一方策とする。

あわせて、乱開発や無秩序整備を避けるため適用区域を都市計画区域内に広げ町と協議してもらうようにする。（一定期間周知後）

意見要旨・まとめ 特になし

(2) 駅前再開発構想と駅前倉庫を活用した中心市街地活性化事業について

企業誘致と観光の振興は新しい雇用の確保と地域活性化（雇用、若者定住、団塊世代交流）と将来の環境変化（高規格道路整備、JR新潟同番線乗換え）の対応策。

駅前倉庫は歴史的建造物であり米の里の象徴。平成 15 年中心市街地活性化基本計画において「賑わいと交流の核」と位置づけられ、その活用が検討されている。

倉庫の一部をオフィス賃貸し、雇用の確保・定住人口の増加・町内消費増・家賃安定収入に結びつける。新しい企業の誘致につながる。

倉庫を含む土地は合併補助金にて購入。

この施設は、「観光交流センター機能」を持たせ、立谷沢川流域をはじめとし、酒田鶴岡を含めた庄内全体の観光交流を進める情報発信基地とする。

交流人口と定住人口の増をまちづくりの軸とし本事業を活用していく。

平成 19 年度は土地の購入と誘致企業のオフィス整備を行う。

その後は、住民の意見を聴きながら観光物産交流施設等整備を行っていく。

意見要旨・まとめ

- ・土地等の購入について、19 年度とのことだが日程は厳しいことはないか。この話は理事会で直接出なかった。農協（組合員）の財産であり、議会への配慮と同様に地主への配慮を望む。

- ・説明会にも行ったが、急と思う。今後住民に情報提示（開示）し、利害等もあるだろうし慎重に進めていただきたい。

- ・直接都市計画に関係のない話だが、いずれ今の道路では間に合わなくなる。街路、

県道、高規格道路。道路網が大きく変わる。しかし、入ってくる場所が無いことになりかねない。道路整備は将来的なことを考え、都市計画と整合性をとりつつ並行して行われなければならないのでは。

(3) その他

次回開催は内容ふくめ会長に一任願いたい。何かあれば事務局なり連絡願いたい。

6. 閉会